

グリーンボランティア「いこま宝の里」 規 約

第1条 (名称)

本会は グリーンボランティア「いこま宝の里」と称する。

第2条 (目的)

本会は市民参加による生駒市内の「まちなかのみどりの保全活動」を通じて、花と緑と自然がいっぱいのまちを実現するため、里山整備活動と人材育成および緑化活動のリーダーを養成することを目的とする。

第3条 (事業活動の概要)

本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 市街地内の山林、緑地の整備と環境教育等の推進。
2. 市民交流サロン緑の保全分科会との協働、連携、協力などによる事業の推進。
3. ボランティア活動の普及とその推進。
4. 会員相互の研鑽と親睦。
5. 関係諸団体および行政との交流、技術交換。
6. 作業地地元民との懇親、交歓。
7. その他目的達成のための活動。

第4条 (会員・組織・役員)

1. 本会会員は第2条の目的に賛同するものをもって構成する。入会希望者は会長宛てに書面で入会申し込みをする。
2. 本会に次の通り組織を置く。

①	会 長	1名
②	副会長	若干名
③	幹 事	若干名
④	監査役	1名
⑤	アドバイザー	若干名
⑥	顧 問	若干名
3. 役員とは会長、副会長、幹事、監査役を云う。
4. 役員は、会員の互選により選出する。任期は2年とし再任は妨げない。
5. 副会長及び幹事に次の役職をおき、その担当は会長が指名する。
総務、会計、教育技術研修、企画、保険、渉外、広報。
6. 顧問は会長が委嘱し、会員の安全教育や技術習得などを支援指導する。

第5条 (役員会)

1. 役員会は当会役員で構成する。
2. 役員会は必要に応じて、会長が招集する。
3. 通常の「会の運営に関する事項」は役員会で決定する。

第6条 (定例会)

定例会は原則月1回開催する。開催については運用規程に別記する。

第7条 (総会)

1. 総会は毎年4月に開催し、前年度の決算および活動報告と新年度の予算と活動予定報告などを行う。

2. 総会は構成員の1/2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数以上の賛同により決定する。但し委任状の提出者は出席とする。
3. 臨時総会は会長が招集する。

第8条 (委員会・部会等)

本会は第3条の活動を円滑に行うために各種委員会や部会を設置することができる。

第9条 (会計・会費等)

1. 本会の運営費用は、会費および各種助成金、有償事業の報酬、その他の収入をもってあてる。
2. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 個人会費の年会費は2,000円とする。毎年4月に1年分の会費を一括納入する。
4. 途中入退会者は年度前期入会の場合、会費は全額納入する。後期入会の場合、年会費の1/2を徴収する。途中退会の場合、会費は清算しない。
5. 賛助会費は年会費一口 10,000円とする。法人、各種団体等からの助成金を受ける。
6. 顧問は個人会費等は徴収を免除する。

第10条 (広報)

1. 本会の広報は会員及び地域の皆さまに当会の活動を広く知って戴き、幅広い支援と協力を得ることを目的とする。
2. 情報発信は広報担当の一元管理の元に注意して行う。

第11条 (退会)

1. 退会希望者は退会届書を会長宛てに提出する。
2. 会員が次の事項に該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 本会の各種事業に1年以上理由なく参加しない。
 - (2) 会費を1年以上納入しない。

第12条 (会の事務局)

本会の事務局は奈良県生駒市内に置く。

第13条 (附則)

当規約を遵守し、運営を円滑にするために別途運用規程を定める。本規約に定めなき事項については、役員会において決定する。本規約は平成21年4月18日より施行する。本規約は平成25年4月13日より一部改定する。

以上